

犯罪収益移転防止法施行規則の改正案の概要

本改正案の内容

学校教育法の改正により、一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校において、「専攻科」を置くことができることとなる。これに伴い、犯罪収益移転防止法施行規則（以下「犯収規則」という。）で定める「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」として取引時確認等の義務を不要とする取引に、**専修学校に置かれる専攻科**（※）に対する入学金や授業料等の支払に係る取引を加えることとする。

（※）専修学校に置かれる専攻科とは、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とするものであり、専修学校の特定専門課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者が入学資格を有する。

現行規定の内容

○ 犯収規則第4条第1項は、金融機関等が取引時確認等を要する特定取引（※）のうち、犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として取引時確認等を不要とするものを規定している。

（※）金融機関等については、200万円（現金の受払いをする取引で為替取引等を伴うものにあっては10万円）を超える大口現金等取引

○ 学校教育法に規定する特定の学校（小中高大、専修学校（高等課程・専門課程に限る。）等）に対する入学金や授業料等の支払に係る取引は、マネロンリスクが低いため、取引時確認等を不要としている。

簡素な顧客管理を行うことが許容される取引（犯収規則第4条第1項第7号ニ）

専攻科を追加

学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程及び専門課程並びに同法第二百五条の二第一項に規定する専攻科に限る。）に対する入学金、授業料その他これらに類するものの支払に係るもの

顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されている取引として、資金トレースが可能。

今後の予定

施行期日：公布の日から施行する。